

令和6年度

固定資産税（償却資産）

申告の手引



固定資産税は、土地、家屋、償却資産について課税されます。

償却資産の所有者は、資産の増減にかかわらず、毎年1月1日（賦課期日）現在に里庄町内に所有している償却資産の状況を、町へ申告していただくことになっています。

つきましては、この『申告の手引』をご参照の上、申告書を作成し、期限までに提出（郵送可）していただきますようお願いいたします。

申告期限	令和6年1月31日（水） ※早期提出にご協力をお願いします。
申告書提出先 （お問い合わせ先）	〒719-0398 岡山県浅口郡里庄町大字里見 1107 番地 2 里庄町役場 税務課 償却資産担当 TEL:0865-64-3113(直通)

里 庄 町

< 目 次 >

I 償却資産の申告について	3
1 申告が必要な方.....	3
2 申告の方法と提出書類.....	3
(1) 本年度から初めて申告される方.....	3
(2) 前年度に申告されている方.....	3
(3) 電算システムによる全資産申告をされる方.....	4
3 電子申告.....	4
4 提出期限.....	4
5 提出先.....	4
6 申告されない方、虚偽の申告をされた方.....	4
7 実地調査のお願い.....	4
II 償却資産のあらまし	5
1 償却資産の範囲.....	5
(1) 償却資産とは.....	5
(2) 償却資産の種類.....	5
(3) 大型特殊自動車について.....	5
(4) 特に注意を要する申告対象について.....	6
(5) 地方税法上の規定に基づき申告の対象から除外される「少額資産」.....	6
(6) リース資産の取り扱いについて.....	6
(7) 家屋の附帯設備（建築設備）と償却資産の区分について.....	7
(8) 賃貸人等が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産（特定附帯設備）について.....	7
2 国税との主な違い.....	8
3 償却資産の課税.....	8
(1) 評価額.....	8
(2) 耐用年数.....	9
(3) 課税標準額及び税額の計算方法.....	9
(4) 納税義務者.....	9
(5) 免税点.....	9
(6) 非課税となる資産.....	10
(7) 課税標準の特例.....	10
(8) 納期.....	10

I 償却資産の申告について

1 申告が必要な方

個人や法人で事業を行っている方（工場、商店等の経営、駐車場やアパート等の貸し付けなど）のうち、その事業に用いることができる土地や家屋以外の事業用資産（償却資産）をお持ちの方です。資産の多少・増減にかかわらず毎年1月1日現在の所有状況を申告してください（地方税法第383条）。

なお、該当資産がない方や、これまでの資産に変更がない方も、申告書が送付された場合には必ず申告をしてください。

2 申告の方法と提出書類

(1) 本年度から初めて申告される方

申告対象者	・令和5年1月2日以降に里庄町内で事業を開始された方 ・今回初めて償却資産申告書が送られてきた方 等
申告する資産	・令和6年1月1日現在、里庄町内に所有している事業用の全ての償却資産
提出する書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書（増加資産・全資産用）
その他	・ <u>償却資産をお持ちでない方は、申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入し、必ず申告書を提出してください。</u>

(2) 前年度に申告されている方

前年度に申告されている方は、資産の増減分を申告してください。

前年度までに申告された全ての資産は、種類別明細書に印字されていますのでご確認ください。（返送の必要はありません。）

申告対象者	前年度（令和5年度）に申告された方
申告する資産	・令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得または除却した資産 ・令和5年1月1日以前に取得又は除却した資産で申告漏れ等があった資産
提出する書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書（増加資産・全資産用） ・種類別明細書（減少用資産）
その他	・ <u>前年中に資産の増減がない場合、当該資産を所有されなくなった場合、廃業・解散などの場合も、申告書の「備考欄」にその旨を記載のうえ、必ず申告書を提出してください。</u>

(3) 電算システムによる全資産申告をされる方

提出する書類	・償却資産申告書 ・全資産種類別明細書（電算システムから打ち出されるもの） ※全資産種類別明細書には耐用年数、評価額等を記載する必要があります。
その他	・令和6年1月1日現在、里庄町内に所有している償却資産を全て申告してください。

3 電子申告

電子申告とはインターネットを利用して地方税の手続きを電子的に行うシステムで、通称「eLTAX（エルタックス）」と呼ばれています。このシステムは eLTAX 対応ソフトを利用して申告手続きを行うことができるもので、里庄町においても、償却資産の申告(電算システムによる全資産申告に限る。) をこの eLTAX で行うことが可能です。

初めて eLTAX を利用する場合には、eLTAX ホームページで「利用届出(新規)」を行い、利用者 ID を取得する必要があります。

eLTAX ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

4 提出期限

令和6年1月31日(水)です。なお、申告書を郵送される方で **(控え) について受付印押印後返送を希望される方は、返信用切手・封筒を必ず同封してください。**

5 提出先

〒719-0398

岡山県浅口郡里庄町大字里見1107番地2

里庄町役場 税務課 償却資産担当

TEL 0865-64-3113

FAX 0865-64-3126

6 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がないのに申告をされない場合は、地方税法第386条及び里庄町税条例第75条の規定により10万円以下の過料を科されることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴することがあります。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

7 実地調査のお願い

申告書受理後、地方税法第353条及び第408条に基づき実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。また、調査に伴って追加申告をお願いすることがあります。この場合の課税は、取得年次に応じて遡及することもありますので、あらかじめご承知おきください。

Ⅱ 償却資産のあらまし

1 償却資産の範囲

(1) 償却資産とは

固定資産税の課税客体である償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

ただし、鉱業権・特許権・営業権その他の無形減価償却資産及び自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の課税客体である自動車・軽自動車等は除かれます。

なお、「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

(2) 償却資産の種類

1	構築物	構築物	門、堀、擁壁（土留め）、屋外広告塔、舗装路面（駐車場舗装）、屋外排水溝、焼却炉、緑化施設、その他土地に定着した設備、屋外照明設備 等
		建物 建物附属設備 （建築設備）	プレハブ等の建物で、基礎がない又は基礎がブロックの単体・木杭等で簡易な建物等、発電・受変電設備、その他建築設備、内装・内部造作等 ※6 ページの「(7) 家屋の附属設備（建築設備）と償却資産の区分について」を参照
2	機械及び装置		金属・印刷・縫製等の製造加工機械、土木建設機械（パワーショベル、ブルドーザー）、太陽光発電設備（屋根材一体型を除く。）、その他産業機械及び装置 等
3	船舶		客船、貨物船、タグボート、遊覧船、ボート 等
4	航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5	車両及び運搬具		フォークリフト等の大型特殊自動車、その他運搬車 ※自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割）の課税対象となるものは該当しません。
6	工具・器具及び備品		ロッカー、応接セット、テレビ、冷暖房器具、冷蔵庫、コピー機、パソコン、ファクシミリ、陳列ケース、自動販売機、電話機、看板、ネオン、レジスター、監視カメラ、取付工具等、医療用機器 等

(3) 大型特殊自動車について

車両ナンバーが、「0及び00～09、000～099、9及び90～99、900～999」の大型特殊自動車に申告対象となります。

(4) 特に注意を要する申告対象について

次に掲げる資産も申告が必要となりますので、ご注意ください。

- ア 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- イ 決算以後に取得された資産で未だ固定資産に計上されていない資産
- ウ 建設仮勘定で経理されているが、資産の一部又は全部が1月1日現在において、事業の用に供することができる資産
- エ 会社の帳簿に記載されていない簿外資産であるが、事業の用に供することができる資産
- オ 改良費のうち、資本的支出として資産計上した資産（本体部とは別に新たな資産の取得として扱います。）
- カ 遊休資産・未稼働資産であっても維持補修の行われている資産
- キ 資産の所有者が他の事業を行う者に貸し付けている事業用資産（貸し付けを業としている場合は、事業・非事業にかかわらず対象となります。）

(5) 地方税法上の規定に基づき申告の対象から除外される「少額資産」

- ア 使用可能期間が1年未満であるもの又は取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- イ 取得価額 20 万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ウ 法人税法第 64 条の 2 第 1 項、所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産で取得価額 20 万円未満のもの

※租税特別措置法を適用し損金算入した資産は償却資産の申告の対象となります。また、取得価額 10 万円未満の資産であっても個別に減価償却しているものは、償却資産の申告の対象になります。

取得価額 償却方法	取得価額			
	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
個別減価償却	○	○	○	○
中小企業特例	○ (注)	○	○	
一時損金算入	×			
3年一括償却	×	×		

(注) 取得価額が 10 万円未満で中小企業の特例を適用できる資産は、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに取得したもののみとなります。

(6) リース資産の取り扱いについて

リース資産のうち、資産の所有権が移転しないリース（所有権移転外リース）については、原則として、その資産の所有者であるリース会社に申告義務があります。リース会計基準の変更により、税務会計上は売買取引として取り扱われますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のおり申告義務はリース会社にあります。ただし、取得価額が 20 万円未満の場合は課税客体にはなりません。

(7) 家屋の附帯設備（建築設備）と償却資産の区分について

家屋に附加された建築設備で「家屋と構造上一体となりその効用を高めるもの」は、通常家屋に含めて取り扱いますが、次のようなもので事業の用に供するものについては、償却資産として課税の対象となりますので申告してください。

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発電設備	自家用発電設備・受変電設備、太陽光発電設備	建材型の太陽光発電設備
動力配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外のもの
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、分電盤及び分電盤から内側の配線・配管
電話設備、放送・拡声設備	電話機、交換機等の機器 マイク、スピーカー、アンプ等の機器	配線・配管
中央監視装置	中央監視装置	
L A N設備	設備一式	
ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備	屋内の配管、排気筒、使用口
給排水設備	屋外設備、屋外水道管、屋外排水管、井戸、浄化槽 等	屋内給水設備、屋内排水設備、中央式給湯設備 等
避雷設備、火災報知設備、衛生設備		設備一式
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル、消火器、避難器具	消火栓設備、スプリンクラー
空調設備・換気設備	ルームエアコン（壁掛け式）、特定の生産又は業務用設備	左記以外のもの
厨房設備、洗濯設備	顧客の求めに応じる（百貨店、ホテル、飲食店、病院等）サービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	工場用ベルトコンベアー、垂直型連続運搬装置	エレベーター、小荷物専用昇降機、エスカレーター設備
間仕切	つい立て程度のもの	容易に取り外せないもの

(注) 上記はあくまでも参考であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。また、「家屋に含めるもの」については、「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっていること」に特に留意してください。

(8) 賃貸人等が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産（特定附帯設備）について

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナント）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定附帯設備と言います。

特定附帯設備は、地方税法第 343 条第 10 項及び里庄町税条例第 54 条第 7 項の規定により、テナントの方が償却資産として申告してください。

2 国税との主な違い

項目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法 （注 1）	一般の資産は定率法を適用（固定資産評価基準別表第 15 に定められた減価率を用います）	建物以外の一般の資産は定率法・定額法の選択制 〔定率法の場合〕 ・ H24.4.1 以降の取得分は「200%定率法」 ・ H19.4.1～H24.3.31 までの取得分は「250%定率法」 ・ H19.3.31 以前の取得分は「旧定率法」
前年中の 新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度 （注 2）	認められません	認められます
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められません	認められます
増加償却（所得税法・法人税法）（注 3）	認められます	認められます
評価額の最低限度額	取得価額の 100 分の 5	備忘価額（1 円）
改良費	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	合算評価

（注 1）法人税法等の減価償却の方法は平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した資産については、定額法・定率法のいずれかを、平成 19 年 3 月 31 日までに取得した資産は、旧定額法・旧定率法のいずれかを適用してもよいとされていますが、固定資産税では、取替資産等を除き全て旧定率法で評価し、取得価額の 5%が最低限度額となります。

（注 2）圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

（注 3）平成 23 年度税制改正に伴い、陳腐化償却制度が廃止され、耐用年数の短縮特例に含まれることになりましたが、旧法人税法施行令第 60 条の 2 又は旧所得税法施行令第 133 条の 2 の規定により陳腐化制度の国税局長の承認を受けているものは、評価上控除額の加算を行うことができます。この場合、国税局長の承認通知書の写し等が必要となりますので申告の際は添付してください。

3 償却資産の課税

（1）評価額

償却資産の評価額は、固定資産評価基準の規定に基づき、償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本として評価します。

前年（R5年）中に取得した資産	取得価額 × { 1 - (r / 2) }
前年前（R4年）に取得した資産	取得価額 × (1 - r)

r : 耐用年数に応ずる減価率（P9「耐用年数に応ずる減価率及び減価残存率表」参照）

※最低限度額（取得価額又は改良費の100分の5）を下回る場合は最低限度額が評価額となります。

(2) 耐用年数

償却資産の耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（いわゆる「耐用年数省令」）に規定する耐用年数のことを指し、税務会計において通常適用されるものです。固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率」で規定されています。

耐用年数に応ずる減価率及び減価残存率表

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得分 (1-(r/2))	前年前取得分 (1-r)			前年中取得分 (1-(r/2))	前年前取得分 (1-r)			前年中取得分 (1-(r/2))	前年前取得分 (1-r)
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

(3) 課税標準額及び税額の計算方法

令和6年1月1日現在の償却資産の価格の合計額が課税標準額（千円未満切り捨て）となります。ただし、特例の適用がある場合には、決定価格に特例率を乗じた額が課税標準額となります。

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times 1.4 \div 100 \quad (100 \text{円未満切り捨て})$$

(4) 納税義務者

令和6年1月1日現在の償却資産の所有者が納税義務者となります。

(5) 免税点

課税標準額の合計額が150万円未満の場合は課税されません。**ただし、事業の用に供する資産である限り申告は必要です。**

(6)非課税となる資産

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定する資産については、非課税となります。新たに所得された場合は「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に該当事項を記入し、必要書類と共に提出してください。

(7) 課税標準の特例

地方税法第 349 条の 3 及び本法附則第 15 条などの規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。必要書類を併せてご提出ください。

[参考] 課税標準の特例の対象となる資産の一例

- 中小企業等が先端設備等導入計画に基づき取得した機械及び装置
(取得後 3 年度分が対象)

取得時期	地方税法	特例率	添付書類
令和 3 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	(旧) 附則第 64 条	0	(共通) ・固定資産税課税標準特例適用申告書 (里庄町ホームページよりダウンロード可能)
令和 5 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで	附則第 15 条第 45 項	1 / 2 ※	・先端設備導入計画に係る申請書及び認定書の写し (令和 5 年 3 月 31 日以前取得) ・工業会による生産性向上設備等に係る仕様等証明書の写し (令和 5 年 4 月 1 日以降所得) ・認定経営革新等支援機関による事前確認書の写し ・認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書の写し

※賃上げ方針を表明された場合、「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面」の写しを併せて提出すると、特例率が 1 / 3 となり、令和 10 年度まで適用期間が延長されます。

(8) 納期

4 月、7 月、12 月、2 月の年 4 回です。